

答 申 第 3 3 号
(諮 問 第 3 1 号)

平成 2 7 年 6 月 2 9 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 9 月 1 2 日付け鎌倉市指令再第 9 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「別紙、『保存文書台帳』に記載のある行政文書」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成26年6月20日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年4月22日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「別紙、『保存文書台帳』に記載のある行政文書」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求対象文書を保存文書台帳に該当する保存箱に保存されているすべての文書（以下「本件対象文書」という。）と特定し、平成26年6月20日付け鎌倉市指令再第6号で、行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年8月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年11月17日付けで提出された意見書及び平成27年5月29日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 平成26年1月17日付けで行政文書公開請求を行ったが、同年6月29日付け鎌倉市指令深地第13号行政文書公開決定では、一部しか公開されなかった。

イ 平成26年3月24日付けで行政文書公開請求を行ったが、

- 同年4月7日付け鎌倉市指令深地第1号行政文書公開決定では、前記アと同一の行政文書が公開された。
- ウ 平成26年4月22日付けで行政文書を行い、同年6月20日付け鎌倉市指令再第5号行政文書公開決定では、重複した行政文書があった。
- エ 平成26年4月22日付けで行政文書を行い、同年6月20日付け鎌倉市指令再第6号行政文書一部公開決定では、前記ウで公開された行政文書が重複していた。
- オ 前記アの公開請求時点ですべて公開されていれば、その後の公開請求では違った請求内容で請求ができた。
- カ 公開される行政文書は1部でよく、重複した行政文書は不要である。
- キ 公開された行政文書は一部欠落している。
- ク 個人情報があるまま公開されていることから、公印管理者は請求書、決定通知書及び公開する文書を確認せず不適格である。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

平成26年10月24日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成27年5月29日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

本件処分は、条例第6条第1号に基づき、特定の個人を識別される情報については非公開とし、一部公開決定処分をしたものである。一部公開決定及びその公開の実施にあたっては、異議申立人の請求内容のとおり文書の特定を行い、条例をふまえ、適正な手続きを行っていることから、本件処分は妥当なものであったと判断している。

なお、異議申立人の指摘のとおり、特定の個人を識別されることから、本来非公開とすべき情報の消込に一部不備があった。今後、再発を防止すべく、同様の事例の対応については、慎重に対応することとしたい。

また、本件は異議申立人の請求内容に基づき、該当する文書を特定し、適正に公開したものであるが、異議申立人の指摘のとおり、公開の実施にあたり写しをとった際、誤りから一部欠落した箇所があった。今後、同様の事例の対応については、再発を防止すべく厳

正な確認を以て行うこととし、異議申立人に対しては、あらためて欠落した箇所を適正に公開することとしたい。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、保存文書台帳に該当する保存箱に保存されているすべての文書である。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関が非公開とした氏名、住所、電話番号及び印影は、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は、公開された文書が重複し、また行政文書の保管や公印の取り扱いが不適切である旨の主張をしている。

しかし、当審査会は、実施機関の公開・非公開についての具体的処分の妥当性について調査、審議する機関であり、異議申立人のこの点の主張は、異議申立ての理由にならない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件異議申立てに対する当審査会の判断は以上のとおりであるが、情報公開制度の本旨にかんがみ、実施機関に対して以下のとおり、

付言する。

(1) 個人情報について

実施機関は、本件処分において、条例第6条第1号に係る情報について、本来非公開とすべき情報を公開した。このような事務処理は、条例第6条第1号が保護する個人情報が拡散してしまうものであると同時に、実施機関における公開決定等の信頼性を損ないかねない極めて不適切なものである。

今後、実施機関においては、条例第6条第1号の趣旨及び公開決定等の重要性に鑑み、適切な処分をすることを求めるものである。

(2) 欠落した文書について

実施機関は、本件公開決定時において、本件対象文書中に担当者の走り書きによるメモが存在していたが、当該文書は行政文書に該当しないと判断して、異議申立人に公開しなかった。

しかし、実施機関は、口頭による処分理由説明においては、当該文書は、保存箱の中のファイルに綴られており、組織共用性があることから、行政文書であると認めている。前記事務処理は、今後の情報公開請求への対応において、行政文書の特定や公開・非公開の判断が必ずしも適切に行われていないのではないかと、といった不信感を招くおそれもある。実施機関は情報公開請求の時点で、当該請求内容等を十分に精査し、対象となる行政文書を特定すべきである。今後、実施機関においては、公開請求の対象となる行政文書の特定に際して十分な確認と探索を行うなど、適切に対応することを求めるものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------|---|
| 2 6 / 4 / 2 2 | 行政文書公開請求書が提出される |
| 6 / 2 0 | 行政文書一部公開決定通知書送付 |
| 8 / 4 | 異議申立書が提出される (担当課：再開発課) |
| 9 / 1 2 | 審査会に対し諮問 |
| 9 / 2 2 | 実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請 |
| 1 0 / 2 4 | 行政文書一部公開決定理由説明書を受理 |
| 1 0 / 3 0 | 異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請 |
| 1 1 / 1 6 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 1 1 / 1 9 | 実施機関に意見書(写)送付 |
| 2 7 / 5 / 2 9 | 第65回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明) |
| 6 / 2 9 | 第66回審査会で審議 |
| 6 / 2 9 | 答申 |